



事務センターだより

第5号 R4.8.4

文責 阿蘇中 古澤



就学援助事務について

6月末に、今年度の就学援助費の支給対象児童・生徒が認定されました。認定のお知らせは、学校より該当家庭宛に通知しています。不認定のお知らせは、教育課より該当家庭宛通知されています。

支給対象の児童・生徒に対して、下記の金額が支給されます。

給食費年額（小学校 39,000 円 中学校 45,000 円）

学用品費（小学校 15,500 円

中学校 1 年 25,040 円、2・3 年 27,310 円）

修学旅行費（小学校 21,180 円 中学校 56,670 円）

医療費（実費）

新入学児童生徒学用品費 小学校 40,600 円 中学校 47,400 円

年度途中でも申請ができます。

阿蘇市の 1 年間の事務手続きの流れ

- | | |
|------|-------------------------------|
| 4月 | 就学援助に関するお知らせを配布
就学援助申請受付開始 |
| 6月 | 就学援助認定事務 |
| 7月 | 認定者より委任状の回収 |
| 8～9月 | 1 学期分支給 |
| 12月 | 2 学期分支給 |
| 1～2月 | 新入学生徒学用品費申請受付及び認定
3 学期分支給 |
| 3月 | 新入学児童生徒学用品費支給 |



※ 就学援助制度の根拠法令



日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法第4条第3項

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

学校教育法第19条

経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

阿蘇市要保護及び準要保護

児童生徒就学援助費給付要綱学校教育法第19条の規定に基づき経済的理由によって、就学が困難と認められる児童及び生徒又は入学予定者の保護者に対して、必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資する。

